

別紙－2 廃棄物の排出海域

排出海域は、川南漁港から東に約 12km 離れた、水深約 100m の北緯 32° 08' 38"、東経 131° 41' 10" を中心とする半径 500m の円に囲まれた範囲内（以下「当該排出海域」という）とした（図－2.1 参照）。

「当該排出海域」は、我が国の領海の基線からその外側五十海里の線を超えない海域のうち水産動植物の生育環境その他の海洋環境の保全上支障があると認めて環境大臣が指定する海域を除く海域であることから、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年 環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域に該当する。

「当該排出海域」の選定は、海底環境や生態系、海底ケーブルその他の状況を検討すると共に、船の航行の障害とならない等、漁業関係者との協議を経て同意が得られた海域とした。さらに、排出に使用する船が流れ等により移動することを考慮し、「当該排出海域」の範囲を設定した。

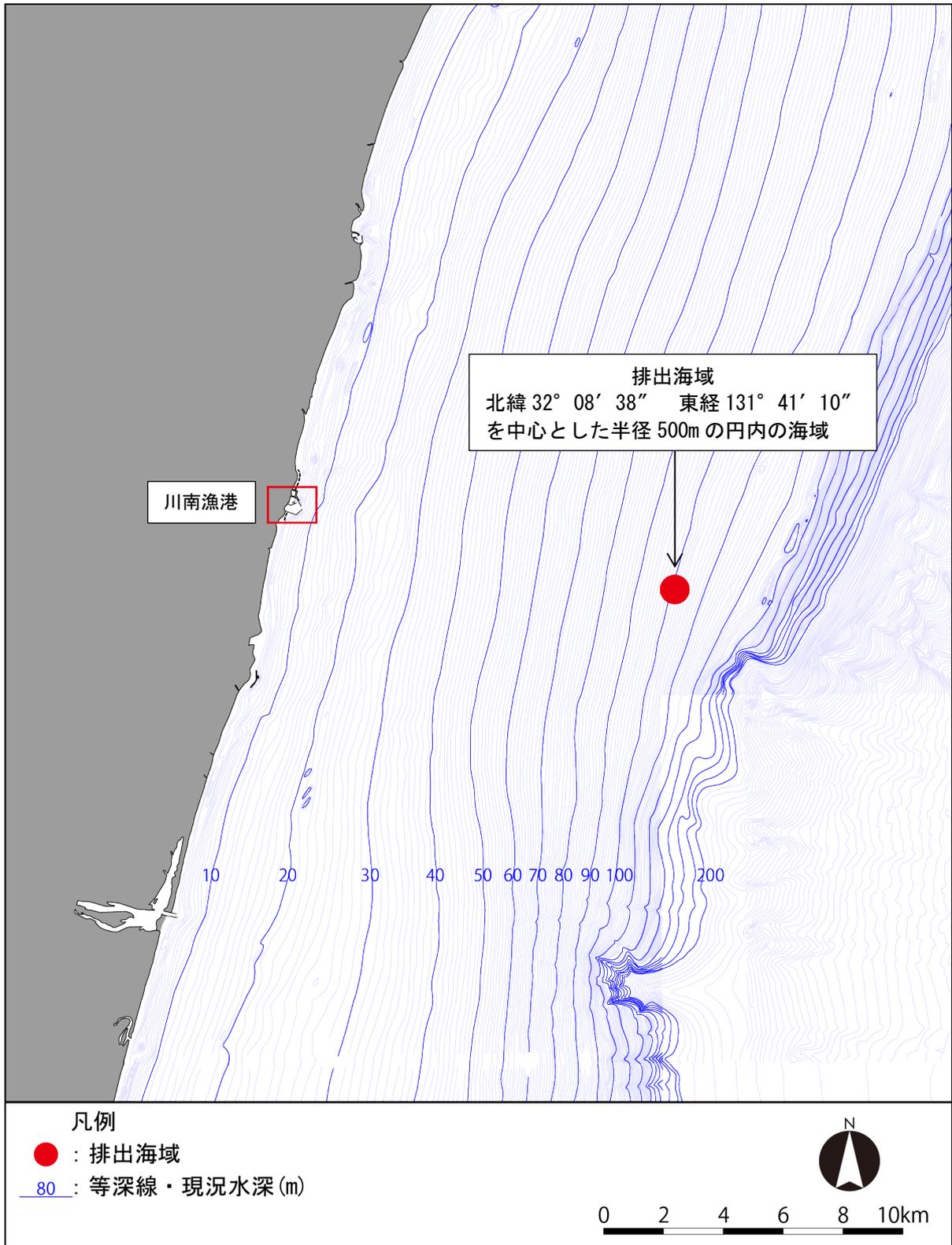
また、「当該排出海域」の周辺に、他の許可における排出海域の存在を確認するため、海洋投入処分の許可状況（令和 6 年 11 月時点）を取りまとめた（表－2.1、図－2.2 及び図－2.3）。

宮崎県中部港湾事務所の 4 事業（都農漁港・申請中、富田漁港・申請中、宮崎港・19-004-02 及び申請中、青島漁港・申請中）が該当した。

表－2.1 本申請の排出海域の周辺海域において海洋投入処分が許可された排出海域

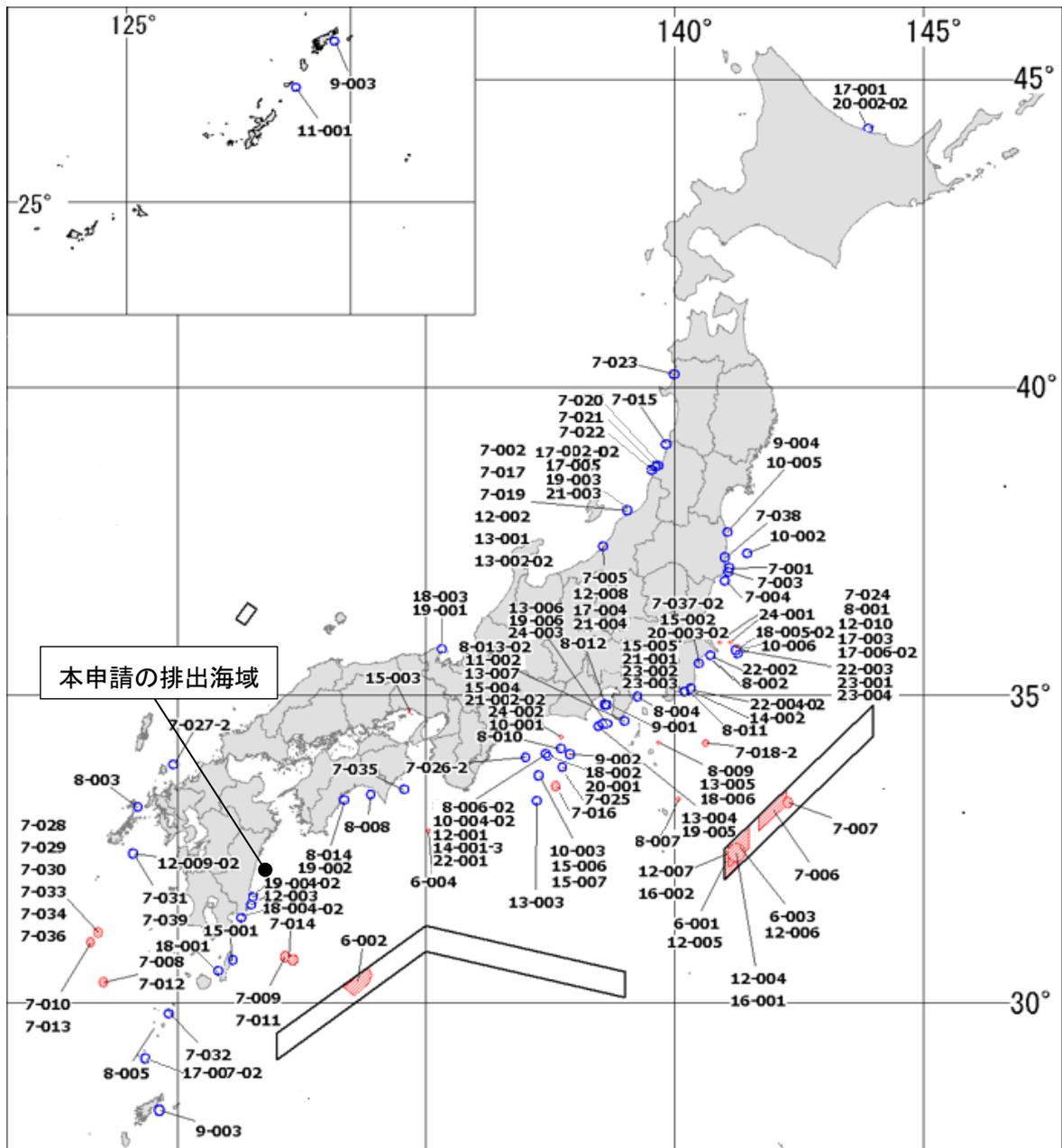
許可番号	事業者の名称	処分期間	投入処分量 (m ³)	排出海域
19-004-02	宮崎県(宮崎港)	2019年9月1日から 2024年8月31日まで	31,624	北緯 31° 51' 54" 東経 131° 37' 30" を中心とした半径 740m の円内の海域
申請中	宮崎県(宮崎港)	許可発給日から 3 年間	81,544	北緯 31° 51' 54" 東経 131° 37' 30" を中心とした半径 500m の円内の海域
申請中	宮崎県 (青島漁港)	許可発給日から 3 年間	10,055	北緯 31° 51' 54" 東経 131° 37' 30" を中心とした半径 500m の円内の海域
申請中	宮崎県 (富田漁港)	許可発給日から 3 年間	203,197	北緯 32° 8' 38" 東経 131° 41' 10" を中心とした半径 500m の円内の海域
申請中	宮崎県 (都農漁港)	許可発給日から 3 年間	17,205	北緯 32° 12' 26" 東経 131° 42' 33" を中心とした半径 200m の円内の海域

出典)「宮崎港海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和 2 年)、「宮崎港海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和 6 年)、「青島漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和 6 年)、「富田漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和 5 年)、「都農漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和 6 年)より作成



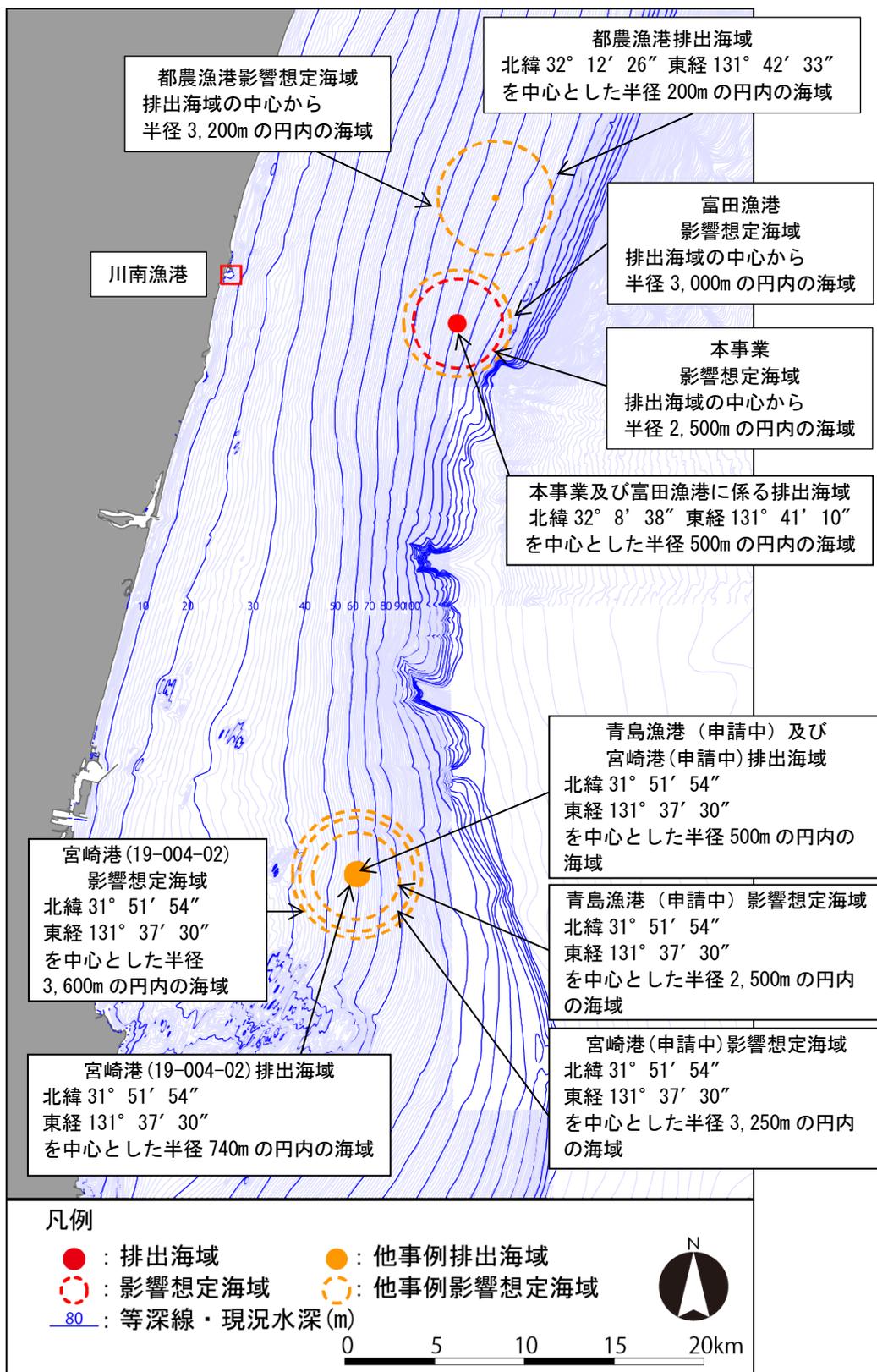
出典)「海底地形デジタルデータ M7003」((財)日本水路協会、平成 30 年)より作成

図-2.1 本申請の排出海域



出典)「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第10条の6第1項 船舶からの海洋投入処分許可発給状況」(環境省HP、https://www.env.go.jp/water/kaiyo/ocean_disp/3hakkyu/index.html、令和6年11月閲覧)より作成

図-2.2 海洋投入処分が許可された排出海域



出典)「宮崎港海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和2年)、「宮崎港海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和6年)、「青島漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和6年)、「富田漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和5年)、「都農漁港廃棄物海洋投入処分許可申請書」(宮崎県、令和6年)、「海底地形デジタルデータ M7003」((財)日本水路協会、平成30年)より作成

図-2.3 本申請排出海域と近傍の他事業での排出海域の関係